

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

様（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人無量壽会理事長菅原裕典（以下、「事業者」という。）は、契約者が双葉ヶ丘地域包括支援センター（以下「事業所」という。）において、事業所から提供される介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを受け、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約締結の日から第11条に掲げる満了の条件に該当する時までとします。
- 2 利用者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は利用者に対し、更新時点での利用者の要支援状態等を確認したうえで、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 チェックリストの記入内容が基準に該当した者（以下、「事業対象者」という）については、利用者からの契約解除の意思表示がない限り、この契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者）

- 1 事業所は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者として事業者の職員（以下、「担当職員」という）を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。
- 2 事業所は、前項の担当者を選任又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事前にお知らせします。

第4条（介護予防サービス・支援計画書作成の支援）

事業所は、担当職員に以下の各号に定める事項を担当させ、介護予防サービス・支援計画書作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者によりサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。
- (4) 介護予防サービス・支援計画書の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) その他、介護予防サービス・支援計画書作成に関する必要な支援を行います。

第5条（実施状況の把握・計画の変更等）

事業所は、介護予防サービス・支援計画書作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

- （1）介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。なお、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、又は事業所が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って介護予防サービス・支援計画書を変更します。
- （2）前号の実施状況の把握にあたっては、利用者およびその家族、サービス事業者との連絡を継続的に行います。特段の事情が無い限り、サービスが提供される月（サービス計画が変更された場合も含まれます。以下同じ）及びサービスの提供が開始される月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。
- （3）介護予防サービス・支援計画書に位置づけた期間が終了するときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、目標等の達成状況について評価します。

第6条（給付管理）

事業者は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、宮城県国民健康保険団体連合会に提出します。

第7条（要介護認定又は要支援認定の申請に係る援助）

- 1 事業所は、利用者が要介護認定又は要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第8条（サービスの提供の記録）

- 1 事業所は、利用者に対する介護予防サービス等の提供に際して作成した記録や書類を整備し、契約の完結の日から5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

第9条（施設入所への支援）

- 1 事業所は、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の情報提供その他の支援をします。

第10条（料金）

- 1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険制度によって、支援事業者に対して全額給付されるので、原則として利用料の自己負担はありません。但し、保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に対して予告することにより、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族の著しい背信行為により、この契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合、事業対象者の基準に該当しなくなった場合等
 - (3) 利用者の要介護認定区分が要介護と認定された場合
 - (4) 利用者が死亡した場合

第12条（秘密の保持、及び個人情報利用）

- 1 事業者、担当職員及び事業者の従事者である者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、その従事者が退職後、在職中知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないような措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。
- 4 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対するサービスの提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意します。
- 5 利用者は、担当職員等が必要な場合には、主治医・歯科医師の意見を求めることに同意します。
- 6 公的機関からの求めがあった場合には、事前の同意を文書より得た上で、利用者及び家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第13条（事故発生時の対応・賠償責任）

- 1 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して、利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供に伴って、事業者等の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第14条（身分証携行義務）

- 1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条（公平中立の原則）

- 1 事業者は、特定のサービス事業者等に偏することのないよう、また特定の種類のサービス等に偏することのないように、公平中立に業務を行います。

第16条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント等に関して苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供されたサービス等に苦情がある場合には、事業者、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。また、宮城県国民健康保険団体連合会に対しても、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

第17条（善管注意義務）

- 1 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（居宅介護支援事業者への委託）

- 1 事業者は、利用者の同意に基づき、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。なお、第12条に規定する個人情報の取扱いについては、委託先の居宅介護支援事業者は、事業者と同様の義務を負うものとします。
- 2 前項により委託する場合は、その居宅介護支援事業者の事業者名、所在地及び担当者の氏名等をお知らせします。
- 3 事業者は居宅介護支援事業者が行う当該業務に関して最終責任を負うものとします。

第19条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

第20条（裁判管轄）

- 1 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

事業者 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2
名称 社会福祉法人無量壽会
理事長 菅原 裕典 印

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄: _____)

個人情報提供の同意について

(サービス提供時における各事業者等への資料提供に係わる同意)

私は、社会福祉法人無量壽会 双葉ヶ丘地域包括支援センター を、私と契約した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者として認め、介護保険法に基づく「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書」第12条（秘密の保持、及び個人情報利用）に関し、私のよりよい介護予防サービス・支援計画書の作成のために、サービス担当者会議等において私の個人情報を契約期間中用いることに同意致します。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 印

家族 氏名 _____ 印